

語学・情報ボランティア登録制度 取扱要綱

1. 趣旨目的

一般財団法人熊本市国際交流振興事業団(以下「事業団」という。)の設立趣旨を踏まえ、市民と外国人とのコミュニケーションを補助し、両者の意思の疎通を円滑にするため、本制度を設ける。

2. 登録の対象者

熊本市もしくは近郊に居住し、制度の趣旨目的を理解する者で、各種言語と日本語の相互の通訳並びに翻訳ができる18才以上の者。

- (1) 活動に継続的に長期で参加する意思のある者
- (2) 熊本市もしくは近郊に居住し、制度の趣旨目的を理解する者で、各種言語と日本語の相互の通訳並びに翻訳ができる18才以上の者
- (3) その他、当事業団が認める者

3. 登録の申込並びに取消

登録を希望する者は、別紙の登録申込書(様式1)に必要事項を記入し申込みをするものとする。

申込みの受付並びに登録は随時行うものとし、登録日の年度開始日から2年毎に、登録の更新を行うものとする。また、下記の場合は登録を取り消すものとする。

- (1) 本人から登録取消の申し出があったとき。
- (2) 登録者として、ふさわしくないと認められる事実が発生したとき。
- (3) 連絡不能となったとき。
- (4) 市外在住の登録者については、登録の要件である「ボランティア保険」の保険期間が経過したとき。

4. 活動内容

- (1) 当事業団が主催・共催・後援する国際交流事業等での通訳並びに翻訳業務
- (2) 熊本市等行政機関の生活情報やその他在熊外国人が必要とする生活情報の翻訳
- (3) 個人間での手紙・メール等の翻訳
- (4) 非営利的な機関、団体からの依頼に基づく通訳並びに翻訳業務
- (5) その他、当事業団が適当と認めた依頼に基づく通訳並びに翻訳業務

5. 依頼の申込み

通訳・翻訳の依頼を申し込む者は、原則として1週間前までに、別紙の依頼申込書(様式2)に必要事項を記入し申込みするものとする。

6. 登録者(語学・情報ボランティア)の紹介

依頼者から登録者紹介の申込みがあった場合、当事業団は、登録者本人に依頼内容を説明し、登録者が了解した場合のみ、登録者の紹介を行うものとし、依頼業務の遂行については、依頼者と登録者が相互に協力しその責任において行うものとする。

7. 経費負担

依頼者は、原則として依頼業務に必要な交通費等の実費相当額を負担するものとし、その詳細については、依頼者と登録者が協議して定めるものとする。

7. 事故の際等の責任

- (1) 登録者については、熊本市が加入する「熊本市ボランティア活動保険」の適応を受けることができる。なお、このことは、登録者の自主的な「ボランティア保険」等への加入を妨げない。また、活動者は「くまもとボランティアの会」に加入し、活動する。(会規約は来館手続き時に別途配布。)
- (2) 登録者が業務上の事故等により被った損害については、上記補償を超えて当事業団には賠償の責めはないものとする。

8. 活動上の注意

- (1) 人権を侵害するような言動は決して行わない。
- (2) すべての人が不愉快な思いをしないよう、互いを尊重し、人間として公平・平等な関係を築けるよう努力する。
- (3) 活動中、政治的活動、宗教的活動、営業行為及び特定の思想普及等の行為は決して行わない。
- (4) ボランティア活動中に知り得た依頼者、外国人、他のボランティアのプライバシー及び個人情報(住所、電話番号、メールアドレス等)を許可なく第三者に漏らさない。
- (5) 上記注意事項を遵守せず、ボランティア活動に関連し起こった私自身の損害について、事務局、依頼者、及び他のボランティアなどに対し損害賠償を要求しない。

9. 報告

登録者は、依頼業務が終了したときは、速やかに別紙の活動報告書(様式3)に基づき、報告するものとする。

10. 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、本人の許可なく当活動で必要とされる範囲外の目的では使用しません。

個人情報は、①法律上公的機関への届出・提出が必要な場合、②事故等の緊急時、を除いて第三者へ提供しません。また、登録者より個人情報の開示、内容の訂正、追加、削除の求めがあった場合には、速やかに対応します。

附 則 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。